

平成 24 年第 4 回教育委員会臨時会記録

平成 24 年 11 月 2 日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 24 年 11 月 2 日 (金) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 1 時 42 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 確之助 教 育 長 井 出 隆 安

委 員 田 中 奈 那 子 委 員 對 馬 初 音

欠席委員 委員長代理者 宮 坂 公 夫

出席説明員 事務局次長 吉 田 順 之 学 校 教 育 玉 山 雅 夫
担 当 部 長

生涯学習スポーツ 本 橋 正 敏 庶 務 課 長 北 風 進
担 当 部 長

学 務 課 長 日 暮 修 通 特 別 支 援 末 久 秀 子
課 長

学校支援課長 青 木 則 昭 学 校 整 備 課 長 喜 多 川 和 美

生涯学習課長 濱 美 奈 子 入 振 興 課 長 高 橋 光 明

済美教育センター所長 田 中 稔 済美教育センター 飯 塚 善 行
統括指導主事

済美教育センター 出 町 桜 一 郎 中 央 図 書 館 堀 川 直 美
統括指導主事 次 長

事務局職員 庶務係長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 島 崎 和 也

傍 聴 者 数 0 名

会議に付した事件

(議案)

議案第 76 号 教育財産の用途廃止について

議案第 77 号 教育財産の用途廃止について

議案第 78 号 平成 24 年度杉並区一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第 79 号 杉並区立永福図書館外 1 施設の指定管理者の指定について

議案第 80 号 杉並区立宮前図書館外 1 施設の指定管理者の指定について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案	
議案第 76 号 教育財産の用途廃止について	4
議案第 77 号 教育財産の用途廃止について	5
議案第 78 号 平成 24 年度杉並区一般会計補正予算（第 4 号）	6
議案第 79 号 杉並区立永福図書館外 1 施設の指定管理者の 指定について	7
議案第 80 号 杉並区立宮前図書館外 1 施設の指定管理者の 指定について	8

委員長 ただいまから、平成 24 年第 4 回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は宮坂委員がご欠席でございますが、定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めます。

本日の議事録署名委員は、田中委員にお願いいたします。本日の議事日程はご案内のとおり、議案が 5 件となっております。

日程第 3、議案第 78 号から日程第 5、議案第 80 号の議案は、平成 24 年第 4 回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。

したがいまして、これにつきましては同法律第 13 条により、これらの議案の審議を非公開にしたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは異議がありませんので、そのような予定でまいります。

議案の審議に入ります。

日程第 1 議案第 76 号「教育財産の用途廃止について」を上程し、審議いたします。

スポーツ振興課長から、説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 よろしく申し上げます。

それでは議案第 76 号につきまして、ご説明を申し上げます。

本件、関根文化公園プールにつきましては、平成 24 年 4 月 1 日に杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例が施行され、当該プールが廃止されたことから、杉並区教育財産管理規則第 20 条第 1 項の規定に基づき、同日付で普通財産として、総務部経理課長に引き継いだところでございます。

しかしながら、教育財産の用途廃止の決定につきましては、杉並区教育委員会職務権限規定により、教育委員会の決定を得る必要がございました。そのため、今般、改めて教育財産の用途廃止につきまして、教育委員会の決定を得るものでございます。手続きを怠りましたことを大変申し訳ないと思っております。

なお、本件プールにつきましては、杉並区公有財産管理規則第 8 条第

1号の規定に基づき、取り壊しまでの間、スポーツ振興課において、管理してございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。この度は教育委員会にお諮りするのが前後いたしまして、大変ご迷惑をおかけしました。改めておわび申し上げます。

委員長 ただいまの議案第76号のご説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 なければ原案のとおりに可決してもよろしいでしょうか。それでは、原案のとおり可決いたしました。

次は日程第2 議案第77号「教育財産の用途廃止について」を上程し、審議いたします。学務課長から説明をお願いいたします。

学務課長 それでは、私から議案第77号「教育財産の用途廃止について」ご説明させていただきます。

本件の教育財産であります学校教職員研修所につきましては、平成24年10月1日に杉並区立学校教職員研修所条例を廃止する条例が施行され、当該研修所が廃止されたことから、杉並区教育財産管理規則第20条第1項の規定に基づき、同日付で普通財産として、総務部経理課長に引き継いだところでございます。

教育財産の公用廃止の決定につきましては、杉並区教育委員会職務権限規程により、教育委員会の決定を得る必要があります。今般、改めまして、教育財産の用途廃止につきまして、教育委員会にお諮りするものでございます。お諮りするのが大変遅くなり、まことに申し訳ございませんでした。今後、このようなことがないように、十分気をつけてまいります。

説明は以上で終わらせていただきます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいま上程しました議案第77号のご説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

これは、前に伺っておりましたので、異議はないと思います。

(「異議なし」の声)

委員長 では、これは原案のとおりに可決いたしました。どうもありがと

うございました。

それでは、冒頭にお諮りしましたように、これから後は非公開として審議を行います。

それでは、日程第3 議案第78号「平成24年度杉並区一般会計補正予算(第4号)」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、私からは議案第78号「平成24年度杉並区一般会計補正予算(第4号)」について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は歳入歳出予算が2事業。債務負担行為が4件でございます。

議案を2枚おめくりいただきまして、補正予算概要の1ページ目をご覧ください。

まず歳入歳出予算、事務事業名「小学校の運営管理」及び「中学校の運営管理」ですが、本年7月から区立小中学校57校の電力供給契約を東京電力から特定規模電気事業者、いわゆるPPS事業者のエネットに変更したことに伴いまして、検針日が変更になりまして、今年度に限り、支払月数が1.5月分増になること並びに電気料金の値上げ、燃料費調整額等の増により、予算に不足をきたすため、補正予算を計上するものでございます。

1ページをおめくりいただきますと、教育費の総額となっております。教育費全体の補正前の額に、今回の補正額8,000万円を加えた補正後の額は157億830万1,000円でございます。

続きまして、もう1ページおめくりいただきまして、3ページでございます。

債務負担行為補正でございます。次の議案第79号と議案第80号でご説明をいたします区立図書館4館の施設につきまして、平成25年度から27年度までの指定管理者を指定することに伴いまして、平成25年度からの3カ年に区が債務を負う限度額をあらかじめ定めるものでございます。

各図書館の運営管理に係る債務負担の限度額は記載のとおりでございます。

議案78号につきましても説明は以上でございます。議案の朗読は省略

をさせていただきます。

委員長 ただいまの議案第 78 号につきましてご説明がありました。ご質問、ご意見ございましたら。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

では、異議がありませんので、議案第 78 号は原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございました。

それでは次に日程第 4 議案第 79 号「杉並区立永福図書館外 1 施設の指定管理者の指定について」、日程第 5 議案第 80 号「杉並区立宮前図書館外 1 施設の指定管理者の指定について」の 2 議案を一括上程し、審議いたします。中央図書館次長から説明をお願いいたします。

中央図書館次長 杉並区立図書館の指定管理者の指定について、この度、議案第 79 号「永福図書館外 1 施設の指定管理者の指定について」、まずご説明させていただきます。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づきまして、公の施設の管理を行わせる者を下記の内容により議会の議決を経て指定していただくということで、今回、平成 25 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日の 3 年間につきまして、指定管理を行っていただく事業者が選定されました。それで、この度議会の議決を経るということになりましたので、業者についてご報告申し上げます。

まず、資料をご覧ください。選定事業者の概要でございます。

永福図書館につきましては、永福図書館外 1 施設。方南図書館でございますが、こちらは株式会社ヴィアックス・株式会社シィ・トゥ・シィ共同事業体で、現行事業者と同一でございます。

それからもう一つ、宮前図書館と高井戸図書館でございますが、こちらにつきましては、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社・株式会社協栄共同事業体。こちらにつきましても、現行の事業者のままでございます。

指定管理の期間は先ほど申し上げたとおりです。選定経過は記載のとおりでございます。

選定方法につきましてはプロポーザル方式をとりました。方南、永福

の方につきましては、1事業者のみの選考でございましたけれども、こちらは基準とした得点を上回っておりましたので、そのまま選定いたしました。

それから、もう一つの高井戸地域につきましては、4事業者の応募がございましたのですが、その内、2社が最終的な選考に残りまして、最終的な第2次のプロポーザルにつきましては、1社、現行事業者になったものでございます。

今後の主なスケジュールは、記載のとおりでございます。

選定委員会の構成につきましては、以下、記載のとおりでございますので、ご報告申し上げます。

それから、議案第80号を続けてご報告申し上げますが、こちら、第80号も続けて報告してしまいました。申し訳ございません。以上でございます。

委員長 ただいまご説明がありました。その他に資料がついておりますので、もっと詳しくわかると思います。

それで、ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見があれば議案番号をお伝えの上で、ご質問、ご意見を伺います。

(「異議なし」の声)

委員長 よろしゅうございますか。それでは異議がありませんので、議案第79号、議案第80号の2議案は、原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございました。

中央図書館次長 どうもありがとうございました。

委員長 それではこれで、日程は全て終了したことになりますが、庶務課長からご連絡ありますか。

庶務課長 特段ございません。次回の定例会でございますけれども、先にご案内しましたとおり、11月14日水曜日午後2時となりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 それではこれで本日の会議を閉じます。どうもありがとうございました。